行 政 常 任 委 員 会 報 告 事 項

令和６年 11 月 27 日
委　員　会　室

１　地域振興課
（1）夕張市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

２　建設課
（1）夕張市庁舎建設基本計画の策定について

３　市民課
（1）夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について

４　保健福祉課
（1）旧市立診療所の重油流出について

５　総務企画課
（1）夕張市職員給与条例の一部改正について
（2）夕張市特別職給与条例の一部改正について
（3）夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
（4）第 2 期夕張市地方版総合戦略の期間延長について

６　財政課
（1）夕張市財政再生計画の変更について
（2）令和 6 年度 12 月補正予算について（補正予算調書）

７　選挙管理員会事務局
（1）第 50 回衆議院議員総選挙の結果について

行 政 常 任 委 員 会 報 告 事 項

令和６年１１月２７日
地　域　振　興　課

１　夕張市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

夕張市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

○条例制定の趣旨

南空知圏域の人口減少や高齢化といった諸課題に対し、構成市町が役割分担を行い、行政事務の効率化や、住民に対する質の高いサービスの維持を図ることで将来に渡り誰もが安心して住み続けられる定住自立圏形成に向けて、都市機能を有する岩見沢市が圏域全体において中心的な役割を担う意思を明らかにする中心市宣言を行い、令和7年3月の共生ビジョン策定及び各市町との連携協定締結に向けて、共生ビジョン懇談会及び各部門別の会議等を経て、共生ビジョンの骨子が示されたところ。

今後、南空知8市町と定住自立圏を形成するにあたり、岩見沢市とそれぞれの市町との1対1の連携協定を締結する必要があるが、総務省が制定した定住自立圏構想推進要綱において地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決が求められていることから、定住自立圏形成協定の締結等に関する事項について、議会の議決すべき事件とする条例を制定しようとするもの。

（参考：関係規定抜粋）

○定住自立圏構想推進要綱

第5（1）定住自立圏形成協定の意義

定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った1の中心市とその近隣にある市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、（2）に規定する事項について定める協定であって、それぞれの市町村において、その締結又は変更に当たって、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいう。

○地方自治法第96条第2項

地方自治法第96条第1項（条例・予算・決算認定等）に定めるものを除くほか、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

南空知定住自立圏共生ビジョン　骨子

令和６年１０月

岩見沢市企画室

南空知定住自立圏共生ビジョン　骨子

１　定住自立圏の名称及び構成市町

【名称】　　**南空知定住自立圏**

【市町村】　中心市　　：岩見沢市

構成市町：夕張市、美唄市、三笠市、南幌町

由仁町、長沼町、栗山町、月形町

２　定住自立圏共生ビジョンの期間

【計画期間】　**令和７年度～令和１１年度（５年間）**

※計画期間終了後も、第２期・第３期と定住自立圏の取組みを継続することを想定

南空知定住自立圏共生ビジョン 骨子

３ 南空知圏域の将来像

豊かな自然と農業

・平野と山地の両方を併せ持つ自然
・稲作を中心とした農業地域
・メロン、リンゴやブドウといった果樹・野菜の生産
・日本酒やワインなど地場農産物を活かした特産品

歴史

・北海道の開拓を担った２つの集治監
・本州からの入植による農村集落の形成
・日本の近代化を支えた石炭産業と鉄路

生活の課題

・著しい人口減少と高齢化
・担い手不足による産業とコミュニティ機能の縮小
・先細る公共交通と圏域内アクセス
・少子化による学生不足

地理的特性

・道内有数の豪雪地帯
・札幌や新千歳空港といった大都市機能への高いアクセス性
・札幌圏と道北・道東間の経由地
・非臨海地域としての安全性

新世代へのチャレンジ

・ＩＣＴの利活用による産業振興と住民生活の向上
・アクセス性の高さを背景とした新たな人材の活躍
・子育て世代を呼び込む施策の展開

『圏域の将来像』の基本方針

・各市町の特色を残しつつ、優位性を活かして発展する圏域
・資源（ヒト・モノ・カネ）を共有し、住民の生活レベルを維持する圏域
・厳しい環境下においても、未来志向で新しいことにチャレンジする圏域

南空知定住自立圏共生ビジョン 骨子

4 共生ビジョン（当初）の施策体系

	分野	カテゴリ	連携方針	取組みの概要
生活機能	医療	救急医療体制	休日・夜間の救急医療体制の確保	持続性の高い休日・夜間救急医療体制の構築
			専門医の診療体制の確保	小児専門医による休日・夜間の診療体制の確保
		地域医療	医療従事者の養成・確保	医療従事者（看護師等）の養成・確保を目的とした取組みの推進
	教育	社会教育・生涯学習	生涯学習機会の充実と文化・スポーツの振興	学習講座、文化・スポーツ活動の広域化と交流の促進
			社会教育施設の利用促進	住民による施設の相互利用と合宿誘致等の有効活用の推進
			図書館サービスの充実	図書の相互利用など読書活動の活性化に向けた取組みの推進
	産業振興	農業	農作物の生産性向上	スマート農業など生産性向上に向けた取組みの推進
			農業従事者の確保	新規就農の促進と農業を支える人材の受入れのための支援
			鳥獣被害防止対策の強化	鳥獣被害防止対策の推進と必要な情報の共有
		商工・雇用	地元企業の経済活動の活性化	起業・創業、中小企業への支援の充実
			雇用促進と人材確保	雇用・就業の安定化に向けた取組みの推進
		観光	広域観光の促進	地域資源を活用した広域観光ルートの開発と観光プロモーションの推進
	防災［加速化］	防災	地域防災体制の充実	住民の防災に対する意識醸成と専門的知識習得の啓発
				公助における広域防災体制の強化
				必要な資機材等の共同活用
結びつき・ネットワーク	公共交通［加速化］	公共交通	生活に必要な交通手段の確保	交通事業者に対する協力・支援
				住民の公共交通の利用促進
				公共交通従事者（乗務員等）の確保を目的とした取組みの推進
			鉄道ネットワークの確保	JR北海道への必要な協力及び圏域を走る鉄道の維持と利用促進
	ICTｲﾝﾌﾗ［加速化］	ICT	ICT環境の整備と利活用の推進	ICTインフラの調査研究・活用
				デジタル・ディバイド対策の取組み
	移住・交流	移住	移住・定住の促進	移住プロモーションの推進
				移住や定住に必要な情報の発信
マネジメント	人材育成	人材育成	大学と連携した人材育成	圏域をフィールドとする研究活動の促進と連携
				大学による住民への学習機会の創出
	職員研修	職員研修	職員の業務能力と資質の向上	合同研修による専門的知識の習得と多角的視点を持った人材の育成

「福祉」「土地利用」「環境」「道路ｲﾝﾌﾗ」「地産地消」「外部人材活用」の分野については令和７年度以降に協議開始

南空知定住自立圏共生ビジョン　骨子

5　「定住自立圏において推進する具体的取組み」の概要

（1）医療【救急医療体制・地域医療】

現状と課題	① 休日・夜間の救急医療体制の維持・確保が喫緊の課題。 ② 専門医（小児科）の確保がどの自治体でも共通課題。 ③ 医療従事者の不足・高齢化、特定診療科の休止など、様々な課題が顕在化。

骨子の内容

救急医療体制

方針　休日・夜間の救急医療体制の確保

取組　持続性の高い休日・夜間救急医療体制の構築

圏域住民が安心して必要な医療を受けられるよう、夜間急病センターや休日・夜間当番制の広域化など、持続性の高い**休日・夜間救急医療体制の構築**に取り組む。

方針　専門医の診療体制の確保

取組　小児専門医による休日・夜間の診療体制の確保

小児専門医の診療体制の広域化など、全市町での確保が困難な、**休日・夜間の専門医の診療体制の確保**に向けて取り組む。

地域医療

方針　医療従事者の養成・確保

取組　医療従事者（看護師等）の養成・確保を目的とした取組みの推進

圏域内の看護職員養成・医療従事者確保に対して必要な支援を行い、**圏域の医療体制の充実**に向けて取り組む。

南空知定住自立圏共生ビジョン 骨子

（2）教育【社会教育・生涯学習】

現状と課題	① 本格的なスポーツの技術指導や芸術鑑賞に触れる機会が限定されている。 ② 地域におけるスポーツ大会等の参加者・参加チームが減少している。 ③ 施設の老朽化が進み、社会教育活動の場所の集約化・減少につながっている。 ④ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に伴う「子どもたちの芸術文化・スポーツ活動環境の確保」については、学校教育サイドを交えた協議が必要。

骨子の内容

社会教育・生涯学習

方針 生涯学習機会の充実と文化・スポーツの振興

取組 学習講座、文化・スポーツ活動の広域化と交流の促進

各市町が実施する学習講座、文化・スポーツ教室、芸術鑑賞等の参加対象の拡大や広域開催、企画に必要な情報の共有とイベント情報の共同発信により、生涯学習機会の創出、文化・スポーツ活動を通じた圏域住民の交流促進を図る。

方針 社会教育施設の利用促進

取組 住民による施設の相互利用と合宿誘致等の有効活用の推進

圏域住民を対象とした相互利用体制の整備により、社会教育施設の利便性の向上に取り組むとともに、合宿誘致など施設の有効活用の推進を図る。

方針 図書館サービスの充実

取組 図書の相互利用など読書活動の活性化に向けた取組みの推進

図書の相互貸出のほか、読み聞かせなどのイベントの情報共有と共同発信により、図書館の利用促進と読書活動の活性化に取り組む。

南空知定住自立圏共生ビジョン 骨子

（3）産業振興【農業】

現状と課題	① スマート農業などの作業効率化に向けた取組みが地域ごとに行われている。 ② 高齢化や後継者不足により農家戸数・農業従事者が減少しており、農業生産力の維持・向上や担い手の育成・確保等の取組みが必要。 ③ シカなどの動物は地域を跨いで移動するので、連携した鳥獣被害防止対策が必要。

骨子の内容

農業

方針 農作物の生産性向上

取組 スマート農業など生産性向上に向けた取組みの推進

スマート農業などの農作業の効率化に向けた取組みを推進し、農作物の生産性や品質の向上を図るとともに、圏域の主産業である農業の振興とブランド力を高めるために必要な情報共有を図る。

方針 農業従事者の確保

取組 新規就農の促進と農業を支える人材の受入れのための支援

新規就農者に対する農業研修や就農後の経営安定に向けた支援、後継者対策等、農業を支える担い手の育成・確保を図る。

方針 鳥獣被害防止対策の強化

取組 鳥獣被害防止対策の推進と必要な情報の共有

被害状況や被害防止策、効率的・効果的な駆除対策の取組みを推進し、有害鳥獣による農林業被害の防止を図る。

南空知定住自立圏共生ビジョン 骨子

（4）産業振興【商工・雇用・観光】

現状と課題	① 人口減少、高齢化の進展に伴う地域経済の縮小、後継者問題、労働力不足などへの対応が地域全体での共通課題。 ② そらちグルメフォンドで連携イベントに既に取り組んでいるが、一自治体の観光資源は限られており、広域的に誘客を図る取組みが必要。

骨子の内容

商工・雇用

方針 地元企業の経済活動の活性化

取組 起業・創業、中小企業への支援の充実

起業・創業セミナーの広域化や経営相談についての情報共有など、知識や繋がりの習得機会と企業活動に対する支援制度の拡充に取り組む。

方針 雇用促進と人材確保

取組 雇用・就業の安定化に向けた取組みの推進

合同企業説明会の開催など雇用機会の創出や、職業訓練等の労働者の技能習得に対する支援による技能者育成・技術力の向上に加え、他地域からの労働力の受入れも含めた人材不足への対応について取り組む。

観光

方針 広域観光の促進

取組 地域資源を活用した広域観光ルートの開発と観光プロモーションの推進

地域資源（食・ワイン・歴史遺産）を活かした広域観光ルートの開発、そらちグルメフォンド等のイベントの共同開催、相互協力によるＰＲ・情報発信により、圏域観光と交流人口の拡大に向けて取り組む。

南空知定住自立圏共生ビジョン 骨子

（5）防災【防災】

加速化事業

成果と課題	① 合同研修会は職員の専門的知識の習得と連携意識の向上への効果があり、今後は住民への波及を目指した取組みが必要。 ② 広域避難の基本的な考え方を共有しており、今後は市町境の地域の具体的な避難体制の向上に向けた取組みが必要。 ③ 災害への備えを市町が共有した「災害に強い南空知」への取組みが必要。

骨子の内容

防災

方針 地域防災体制の充実

取組 住民の防災に対する意識醸成と専門的知識習得の啓発

圏域市町の職員や自主防災組織、住民など各層を対象とした**防災教育・防災訓練の共同実施**により、**専門的な知識の習得や防災体制の向上・防災意識の啓発**を図る。

取組 公助における広域防災体制の強化

自治体を跨いだ**広域避難の整理と防災関連情報の共有**により、**広域防災体制の強化**を図る。

取組 必要な資機材等の共同活用

各市町の地域防災計画に基づく**備蓄品の整備**に加え、**資機材等の共同備蓄**について取り組み、**災害時の物資の相互供給に備える**。

南空知定住自立圏共生ビジョン 骨子

（6）公共交通【公共交通】

加速化事業

成果と課題	① 地域公共交通の抱える課題に対する認識を共有することができた。 ② 利用促進の取組みは、住民や観光客の公共交通の利用、圏域の魅力発信に効果があり、今後は観光分野と連携した取組みへの展開が必要。 ③ 公共交通ネットワークの確保に必要な「住民の利用」とそのための「事業者・自治体」間の連携・協力について、広域的且つ継続的な取組みが必要。

骨子の内容

公共交通

方針　生活に必要な交通手段の確保

取組　交通事業者に対する協力・支援

交通事業者への協力と支援により、生活に必要な路線維持に向けて取り組む。

取組　住民の公共交通の利用促進

住民理解が深まる効果的なＰＲ活動や情報発信に取り組み、鉄道やバス、タクシーなど公共交通の利用促進を図る。

取組　公共交通従事者（乗務員等）の確保を目的とした取組みの推進

交通事業者と連携した情報発信と必要な支援により、圏域を運行する路線の維持に必要な乗務員の確保に取り組む。

方針　鉄道ネットワークの確保

取組　ＪＲ北海道への必要な協力及び圏域を走る鉄道の維持と利用促進

ＪＲ北海道への必要な協力と利用促進の取組みにより、圏域を走る鉄道の利便性と持続性を高め、路線の維持を図る。

南空知定住自立圏共生ビジョン 骨子

（7）ＩＣＴインフラ【ＩＣＴ】

加速化事業

成果と課題	① 自治体ＤＸ・地域社会ＤＸの時代の潮流に合わせた研修会・情報共有により、各市町における先端技術の導入に向けた検討が深まった。 ② スマートフォン講習会では、参加者の約９５％が満足という回答があり、自治体固有のアプリの使用方法にも触れたことで、利用のきっかけに繋がった。 ③ 各市町における導入システムやインフラ状況が異なり、共通に取り組むべき事業が見いだしにくいため、定期的な情報共有が必要。

骨子の内容

ＩＣＴ

方針 ＩＣＴ環境の整備と利活用の推進

取組 ＩＣＴインフラの調査研究・活用

ＩＣＴの利活用、先端技術の導入・運用についての**調査研究の共同実施**により、**業務の効率化、利便性の高い新たなサービスの導入**による地域課題の解決を図る。

取組 デジタル・ディバイド対策の取組み

デジタル格差の解消やデジタルスキル向上の機会の提供に取り組み、全ての圏域住民に対し、**デジタル社会に応じた生活環境の提供**を図る。

南空知定住自立圏共生ビジョン 骨子

（8）移住・交流【移住】

現状と課題	① 市町ごとに移住施策の狙いが異なる一方、移住希望者の南空知へ誘導にあたっては圏域市町を相互に紹介し合うなど、移住者の希望内容に応じた連携が必要。 ② 移住生活は単一自治体内で完結せず、近隣市町を含めた生活圏の情報が必要であり、暮らしの情報の発信について、効率的且つ効果的な連携が必要。

骨子の内容

移住

方針 移住・定住の促進

取組 移住プロモーションの推進

移住フェアへの参加、情報誌への移住情報の掲載、お試し暮らしなど移住体験の企画に連携して取り組み、圏域への移住促進を図る。

取組 移住や定住に必要な情報の発信

移住や定住に必要な資源として、空き家情報や、病院・買い物・交通などの暮らしの情報の共同発信により、圏域での暮らしをイメージしやすい環境を整える。

南空知定住自立圏共生ビジョン 骨子

（9）人材育成【人材育成】

現状と課題	① 大学・学生の活動は個別で完結しており、地域全体への波及効果を高めるためには、複数の活動の連携した取組みが必要。 ② 大学・学生の活動は、地域の一部や分野に限定して実施されており、住民の十分な認知に繋がっていないことから、住民に対する具体的な効果を表わす取組みが必要。

骨子の内容

人材育成

方針 大学と連携した人材育成

取組 圏域をフィールドとする研究活動の促進と連携

圏域内を研究フィールドとする様々な大学・学生の活動の情報共有と交流促進により、よそ者・若者の視点と発想力を活用した地域づくりの効果を、圏域全体へ波及させる。

取組 大学による住民への学習機会の創出

住民向けの学習・体験講座など、圏域内で活動する大学が持つ知的資源を活用して、住民の学びの機会の創出を図る。

（１０）職員研修【職員研修】

現状と課題	① 各市町が求める職員像は必ずしも一致するものではなく、それに伴い必要な研修内容や時期が異なることから、研修内容についての定期的な情報共有が必要。 ② 全市町の職員に必要なメンタルヘルス・ハラスメントなどの知識の習得は、個別に研修を行うよりも、合同実施により効果と効率性を高めることができる。

骨子の内容

職員研修

方針 職員の業務能力と資質の向上

取組 合同研修による専門的知識の習得と多角的視点を持った人材の育成

業務の推進に必要な**リーダーシップの育成研修やメンタルヘルス・ハラスメント研修などの合同実施**により、**専門的知識の習得と職員の資質向上**を図るとともに、単一市町だけではなく、**広域的・多角的な視点で政策形成できる人材の育成**を図る。

行政常任委員会報告事項

令和６年 11 月 27 日
建　　設　　課

１．夕張市庁舎建設基本計画の策定について　　資料

資料

夕張市庁舎建設基本計画

1． 現庁舎の現状と移転・建替えの検討

現状と課題

市庁舎の現状

老　朽　化	建物や設備の劣化が著しく、維持管理経費が増加
耐　震　性	震度６強以上の地震により、倒壊・崩壊の危険性が高い
防災拠点機能	土砂災害警戒区域に立地し、防災機能が果たせないおそれ
利用者の利便性	バリアフリー、ユニバーサルデザイン等への配慮が不十分
高度情報化対応	デジタル化やネットワーク化への対応が不足
環　境　配　慮	建物・設備の性能不足によりエネルギ効率が低い

竣 工 :昭和53年（築46年）
構 造 :RC造（一部SRC造）
面 積 :7,204.23㎡

耐震化の手法と整備地区等

移転・建替えの検討

- **庁舎の耐震化を図る手段は、**「耐震改修」と「建替え」の比較検討を行い、その結果から**「建替え」**としました。
- **整備地区は、**「防災性」、「市民の利便性」、「まちづくりとの整合性」の視点から検討した結果、**「清水沢地区が最適である」と判断**しました。
- **建設候補地は、「南清水沢が最も適している」と判断**し、都市機能及び居住の立地を効果的に波及・連鎖させ、都市拠点の形成やにぎわい創出に寄与できる位置にある**拠点複合施設「りすた」の北側の敷地を、最適地**として検討を進めます。

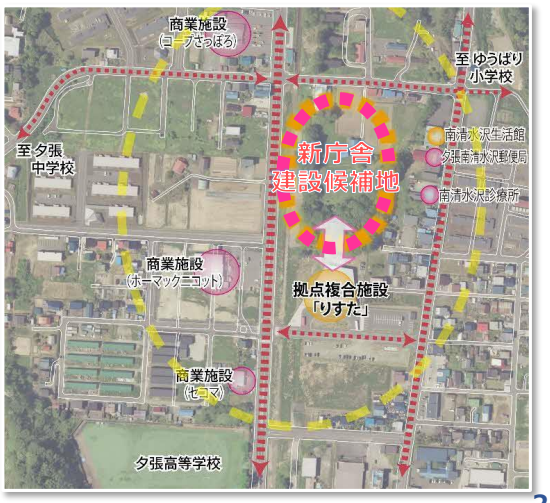

2．新庁舎建設の基本方針

新庁舎の役割および整備方針

夕張市存立・発展を支える拠点

- 本市は、財政再生計画の期間が終了した後も、持続的な存立と発展を目指し、将来を見据えた取組を進める必要があります。
- 今後、人口減少が進む中で限られた行財政能力を有効に活用し、市民の暮らしを守ることが重要であることから、**新庁舎は、市民への行政サービスを提供し続ける中心施設**としての役割を果たします。

防災拠点	市民の安全・安心を確保
行政サービスの提供	あらゆる行政サービスを提供する中心施設
まちづくりの拠点	賑わいのある都市拠点の中核

整備基本方針

- 夕張市まちづくりマスタープランおよび関連計画の方向性を踏まえ、防災拠点としての機能強化を重視しながら、現庁舎が抱える課題を解決する必要があります。
- **市民の利便性や快適性を向上させ、効率的な行政運営を実現し、質の高い市民サービスを提供する**ため、新庁舎建設の基本方針を次のように設定します。

基 本 方 針	防災拠点機能を備えた災害に強い庁舎
	人にやさしく利用しやすい庁舎
	経済的で環境にやさしい庁舎
	機能的で柔軟性のある庁舎
	持続可能なまちづくりの中核となる庁舎

3．新庁舎の導入機能

庁舎の基本機能

防災拠点

- 災害発生時に災害対策本部としての機能を十分に発揮できるよう、災害対策や復旧・復興活動の 拠点として機能強化を図り、行政機能の継続性を確保するための防災機能を整備します。

  - **災害対策本部の機能、情報収集・伝達**
  - **一時避難への対応**
  - **バックアップ設備、災害対応設備等**
  - **フェーズフリー対応**

災害対策本部のイメージ（例）

（写真：北見市HP）

災害時の活用イメージ（例）

平時		災害時
会議室（24 人用）	➡	災害対策本部、物資集積所、
執務室	➡	災害対策室、関係機関・応援職員の受援施設
会議室（12 人用）	➡	物資集積所、応援職員執務室
大会議室・待合ロビー	➡	一時避難場所、ボランティア拠点
公園・駐車場	➡	一時避難場所、ボランティア拠点 給水・防災倉庫スペース、関係機関の受援施設の仮設施設など

窓口

- 様々な行政サービスを提供する市庁舎にとって、窓口サービスは重要です。手続きのわかりにくさや利用の際の不便さから生じる不安を解消するため、機能面に加え対応面でのサービス向上を図り、人と人とがつながる心地よい空間を検討します。

  - **わかりやすく・利用しやすい窓口サービス**
  - **窓口カウンター**
  - **相談室**

プライバシーに配慮した相談ブース（例）

（写真：北見市視察）

3．新庁舎の導入機能

庁舎の基本機能

行政事務

- 多様化する行政需要に柔軟に対応し、質の高い行政サービスを実現するため、職員同士のコミュニケーションを促進し、効率的かつ効果的な業務推進を可能にする作業環境を整えた快適で働きやすい空間を構築することにより、市民サービスの向上を図ります。

  - 執務空間
  - 執務サポート
  - 会議室等
  - 文書保存等

執務室のイメージ（例）

（写真：総務省HP）

防犯・セキュリティ

- 安全で快適な利用環境および執務環境を確保するため、各領域において防犯・セキュリティ対策を強化し、リスクを最小限に抑えるとともに、利用者と職員の安全を守ります。

  - 防犯等対策
  - 情報セキュリティ対策

セキュリティレベルのイメージ（例）

3．新庁舎の導入機能

庁舎の基本機能

バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- 来庁者が目的の場所にスムーズに移動できる仕組みづくりや、すべての人にとって利用しやすく、わかりやすい庁舎とします。

  - 案内表示
  - 歩行移動
  - 導入設備

案内表示のイメージ（例）

（写真：北見市視察）

導入設備のイメージ（例）

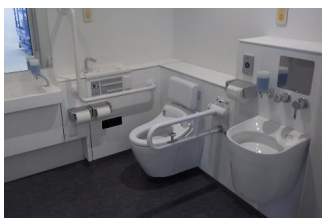

議会

- 市政の重要事項を審議決定する議決機関として、独立性に配慮するとともに、議会活動を効率的に行える配置や、市民に開かれた議会運営につながる計画とします。

  - 議場
  - 関連諸室
  - 導入設備

議場の利用イメージ（例）

3．新庁舎の導入機能

新庁舎の新たな機能

環境負荷低減

● 環境への負荷をできるだけ低減するために、省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、環境に優しい地域産の建築材料（CLT：繊維方向が直行するように積層接着した木質系材料等）などの活用を検討し、地球環境に配慮した庁舎を目指します。

- ➢ **省エネルギーへの対応**
- ➢ **再生可能エネルギーの導入**
- ➢ **ZEB化の検討**
- ➢ **維持管理・長寿命化**

ZEB：Net **Z**ero **E**nergy **B**uilding（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）
建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。

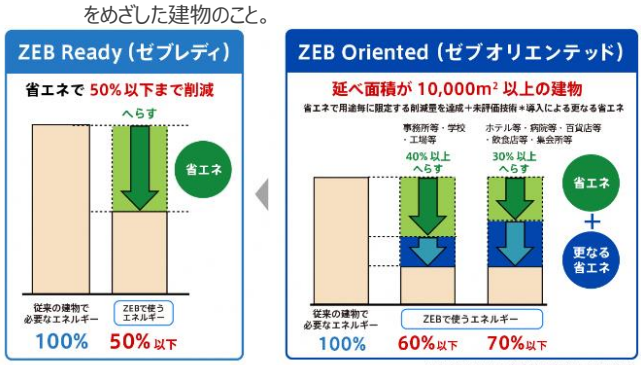

DX（ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ）対応

● デジタルトランスフォーメーション（DX）は行政運営や市民サービスの向上に関するソフト面での取り組みが中心です。DX の要素を取り入れることで、効率的かつ市民にとって利便性の高い環境を提供し、持続可能な行政運営の実現を目指すため、新庁舎の整備にあたっては、既存の取組を踏まえて検討を進めます。

- ➢ **オンラインサービスの充実**
- ➢ **マイナンバーカードの活用**
- ➢ **デジタル窓口の導入**
- ➢ **テレワークの推進**
- ➢ **AIやRPAの導入**

例：マイナポータルの「ぴったりサービス」

児童手当、保育、母子保健、介護保険、障害児童福祉手当
引っ越しワンストップ、被災者支援　　など　（夕張市HP）

3．新庁舎の導入機能

まちづくりの中核機能

市民の利便性の向上

● 新庁舎の建設にあたっては、行政機能の充実に加え、市民の利便性向上や建設候補地周辺の施設等との連携も考慮し、以下について検討します。

- ➢ **機能の複合化**
- ➢ **土地利用の最適化**

外部事業者（例）

まちのにぎわい・交流の創出

● 夕張市が持続的に発展し続けるために、新庁舎をまちづくりの中核とし、拠点複合施設「りすた」との連携を図りながら、地域の賑わいを創出するための機能の導入を検討します。

- ➢ **情報発信**
- ➢ **交流人口・関係人口拡大の機能導入**
- ➢ **公園・広場と連携**

待合ロビーのイメージ（例）

（写真：北見市視察）

（写真：富良野市視察）

4．施設計画

新庁舎の想定規模

市庁舎の執務室等の規模

- 市庁舎の執務室等の規模は、道内の人口や職員数等が類似する自治体での職員一人当たりの庁舎面積（公用施設として通常の役場機能に必要なスペースに限る）として算出した29.5㎡／人を上限に、行政サービス等の提供に必要な面積を算出します。

【市庁舎の上限面積の算出方法】

職員数：160人　×　職員一人当たり面積：29.5㎡／人

（職員数は、市長・副市長・教育長3名の特別職を除いた人数）

＝4,720㎡

■令和６年４月１日時点の職員数

区分	市庁舎	りすた	合計
特別職	2人	1人	3人
常勤職員	99人	16人	115人
再任用職員	5人	2人	7人
派遣職員	11人	－	11人
会計年度職員	16人	11人	27人
合計	133人	30人	163人

■現庁舎等の執務室面積

	市庁舎	りすた	合計
延床面積	7,204㎡	160㎡	7,364㎡

外部事業者の執務室の規模

- 外部事業者の事務室等は、現庁舎で使用している面積（共用部を含む。）を基に算出します。

新庁舎の規模

- 将来の人口減少に対して、柔軟に、かつ、フレキシブルに対応することができるよう、新庁舎に**導入する機能や施設の平面計画に関する諸条件を詳細に検討**したうえで、必要最小限の規模を設定します。

4．施設計画

配置・動線計画

配置計画

- 来庁者の駐車および駐車場からのアクセス性や安全性を考慮するとともに、堆雪スペースの確保および効率的な除排雪が可能となるような配置を計画します。
- また、新庁舎と拠点複合施設「りすた」との間のスペースは、市民の憩いと場となる公園緑地（災害時には防災広場）などの整備を検討します。

  - **車両動線**
  - **歩行者・自転車の動線**

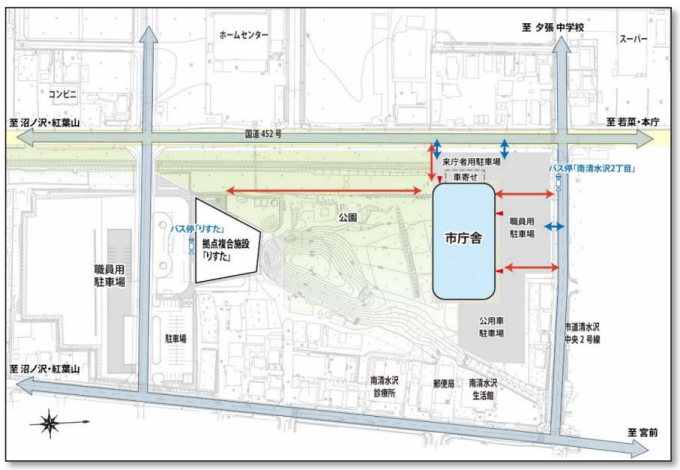

配置・動線イメージ

平面計画

- 平面計画は、以下の観点を重視し、今後の検討において決定します。

  - **わかりやすいフロア構成・配置**
  - **災害対応を考慮した配置**
  - **職員が働きやすい執務室等の配置**
  - **セキュリティに配慮した配置**

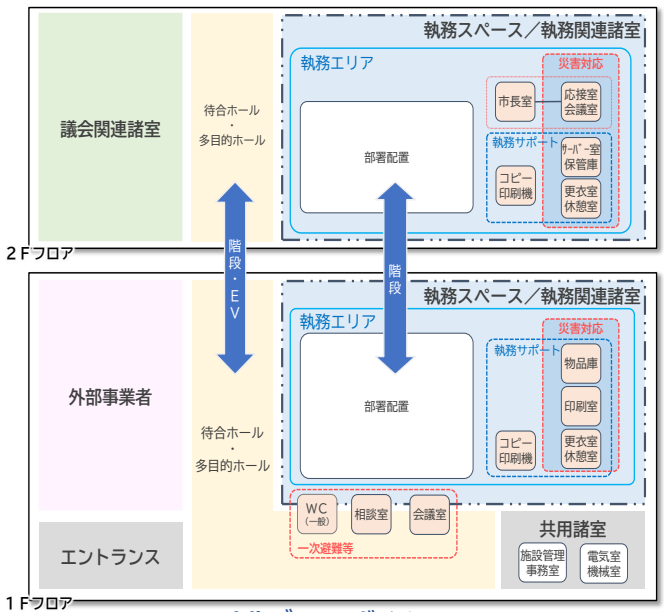

建物ゾーニングイメージ

5．事業計画

事業費および財源

事業費

- 新庁舎の整備に係る事業費については、**機能性と効率性を重視しながら費用対効果を最大化**するため、**導入する機能等を詳細に検討**したうえで算出します。
- 具体的な事業費は、これらの詳細検討を経て、**将来の財政運営に影響を及ぼすことがないよう新庁舎の規模や財源の検討**と合わせて慎重に決定します。

新庁舎建設等に係る概算額の試算

項目	概算額	備考
新庁舎建設工事等	約3,684,000千円	外構・付帯工事を含む
調査・設計・監理委託等	約320,000千円	

財源

- 夕張市の財政運営に有利な**地方債制度や、国や北海道の各種補助金・交付金制度**（都市構造再編集中支援事業（国土交通省）、レジリエンス強化型 ZEB 実証事業（環境省）など）について活用の可能性の調査・情報収集を行い、これらの制度を**積極的に活用**します。

5．事業計画

事業手法

総合評価

- 評価を進める中で、DB 方式に維持管理・運営（O：オペレーション）を加えた DBO 方式の実現性も確認されたため、選択肢として考慮します。
- 本事業においては、実現性および経済性の観点で優れており、**本市の財政運営に負担をかけることなく**事業の実施が可能と考えられる PPP／PFI 手法（DB 方式、DBO 方式、PFI 方式（BTO））を基本に検討を進め、**詳細な事業費を算出したうえで**、それぞれの方式を評価し、**最適な事業手法を決定**することとします。

■事業方式に関する定性評価のまとめ

方式		従来手法（設計・施工分離発注方式）	PPP／PFI（官民連携）手法		
			DB方式（設計・施工一括発注方式）	PFI 方式	リース方式
発注者の負担		既存のノウハウで対応可能	既存のノウハウで対応できない事項があり負担がある	既存のノウハウで対応できない事項があり負担が大きい	既存のノウハウで対応できない事項があり負担が大きい
民間ノウハウの活用		個別発注のため設計、施工および維持運営企業のノウハウを活かすことが困難	設計、施工にノウハウは活かせるが、運営企業のノウハウを設計および施工に活かすことが困難	設計、施工および管理運営の各企業のノウハウを活かすことが可能	設計、施工にノウハウは活かせるが、運営企業のノウハウを設計および施工に活かすことが困難
事業の安定性	リスク分担	市が多くのリスクを負担	従来手法ほどではないが、市が一定のリスクを負担	市と企業で適切なリスク分担が可能	リースのため施設維持および運営リスク負担が高いおそれ
	事業継続性の確保	維持管理が事後修繕	維持管理が事後修繕	契約に基づく予防保全により維持管理を実施	維持管理が事後修繕
	供用開始までの期間	一定の工期を要する	工期短縮が期待できる	工期短縮が期待できる	工期短縮が期待できる
財政負担	財政支出削減	コスト削減効果が低い	設計、施工面でコスト削減が期待される	設計、施工および管理運営面でコスト削減が期待される	設計、施工面でコスト削減が期待されるが、補助金等が活用できない
	財政支出平準化	起債により一部平準化が可能	起債により一部平準化が可能	民間資金の活用で平準化が可能	財政負担が平準化される
地域経済への貢献		分割発注が可能なため地元企業の事業参画が比較的容易	包括発注のため、地元企業の事業参画は公募要件により設定	包括発注のため、地元企業の事業参画は公募要件により設定	包括発注のため、地元企業の事業参画は公募要件により設定
定性評価まとめ		×	○	○	△

5．事業計画

事業スケジュール

現時点で想定する事業スケジュール

- 事業スケジュールは、**選定する事業手法を踏まえて決定**します。
- 本計画段階おいては、以下のようなスケジュールを想定し、今後、市民とも情報共有を図りながら検討を進めます。

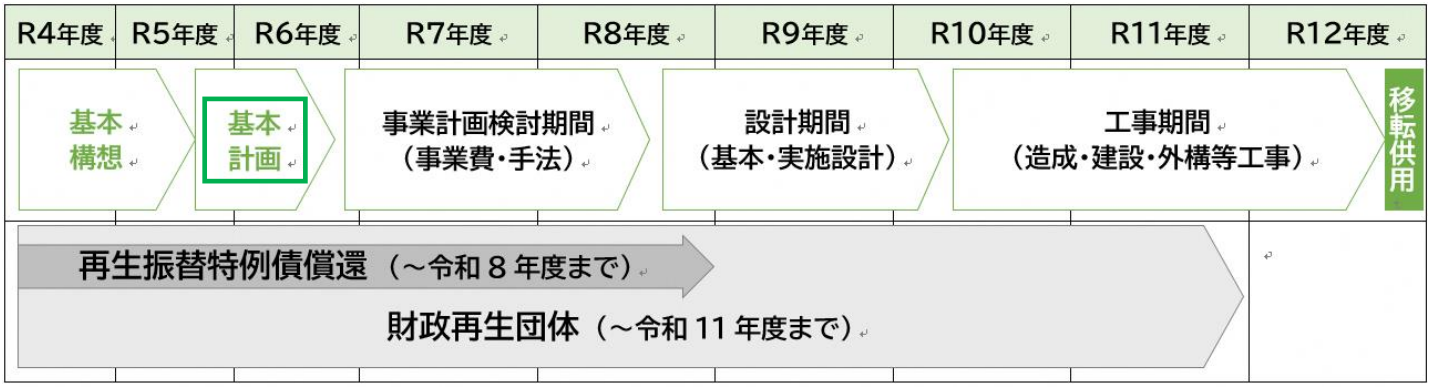

行 政 常 任 委 員 会 報 告 事 項

令和６年11月27日
市　　民　　課

１．夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について

【資料１】

資料１

夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について

１．改正理由

北海道公衆浴場入浴料金の統制額が改定されたことに伴い、これに準じて設定している本市共同浴場等の入浴料金を改定するため、必要な条例改正を行うもの。

２．北海道公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	改定前	改定後
大　人（12歳以上の者）	490円	500円
中　人（６歳以上12歳未満の者）	150円	150円
小　人（６歳未満の者）	80円	80円

３．改正内容

＜改正前(現行)＞

区 分	入浴料金	回数券（６枚綴り）
大　人	490円	2,750円
中　人	150円	850円
小　人	80円	450円

＜改正後(案)＞

区 分	入浴料金	回数券（６枚綴り）
大　人	500円	2,850円
中　人	150円	850円
小　人	80円	450円

４．対象施設

・宮前町浴場
・真谷地浴場
・夕張市リフレッシュセンター清陵

５．施行日

令和７年４月１日

以　上

行政常任委員会報告事項

令和６年１１月２７日
保　健　福　祉　課

１．　旧市立診療所の重油流出について　　資料－１

資料－１

旧市立診療所の重油流出について

１　内　容

本年４月に判明した旧市立診療所敷地内の重油流出について、６月 24 日（月）に汚染土壌の浄化処理、８月 27 日（火）に流出した重油の除去が終了し、全ての浄化処理が完了したところ。（経過と対応の詳細は別添参考資料のとおり）

２　流出の原因

○　設備業者の目視により、オイルサービスタンクからボイラーに向かう給油管が腐食したことを確認しており、腐食箇所から流出したものと考えられる。

○　外部への流出原因は、本来、水を排水するポンプが地下ピット内に溜まった重油を汲み上げて側溝に排出したもの。（敷地外には流出しておらず、市民の生活環境に影響はない）

３　推定流出量

合計：約 3,237 リットル

内訳　雨水桝、排水桝：約 1,000 リットル（バキューム吸引後に業者が測定）

汚　染　土　壌：約 1,997 リットル（約 83.2ｔのうち油分 2.4%）

地 下 ピ ッ ト：　約 240 リットル（体積 6m×4m×0.01m）

４　浄化処理費用

12,645,820 円

参考資料

［経過と対応］

月　日	内　　容
４月 24 日	○旧市立診療所に行ったところ、敷地内で油のようなものの流出を確認したため、流出範囲に油吸着マットを敷いて応急的に対応。
５月１日 ～２日	○消防署の調査を受け、引火性のある油であることを確認。 ○直ちに原因を確認し、土壌を浄化するよう消防署から指示。
８日 ～10 日	○油汚染対策の専門業者（以下「業者」という。）に油種の特定を依頼したところＡ重油と判明。 ○業者の調査により、汚染範囲は特定したものの原因は不明。
22 日	○業者から調査結果の詳細報告を受けた後、土壌の浄化処理方法について協議し、微生物により油分を分解する方法を採用。
24 日～	○汚染土壌の処理に向けた準備（汚染土壌の堆積場所造成、浄化処理手順の調整） ○29 日、業者から汚染土壌の油分含有量は 2.4％となる旨報告。
６月 11 日	○バキュームにより雨水桝、側溝の重油を吸引するとともに洗浄作業実施。（約 1,000ℓの重油を吸引） ○施設内を点検した際にボイラー室内のマンホールを開口したところ、地下ピット内に相当量の重油が溜まっていることを確認。
12 日	○設備業者により地下ピット内を調査。地下ピットの排水設備を経由して重油が側溝へ流出していたことを確認。 ○地下ピット内に重油が漏れ出した原因は不明であるが、ボイラー３基のうち、２基の給油管が腐食しており、そこから漏れた可能性が高い。
17 日 ～24 日	○汚染土壌の掘削・洗浄・微生物の攪拌処理開始 ○洗浄・微生物攪拌後の土壌を掘削箇所へ埋戻し
25 日～	○流出時期を特定するための調査（結果、時期は特定できず）
８月 27 日	○バキュームにより地下ピット内の重油を吸引するとともに洗浄作業実施。（約 240ℓの重油を吸引）

※　汚染箇所、地下ピット内の状況については、別添図面のとおり

令和6年5月22日現在
夕張市保健福祉課

平面図①

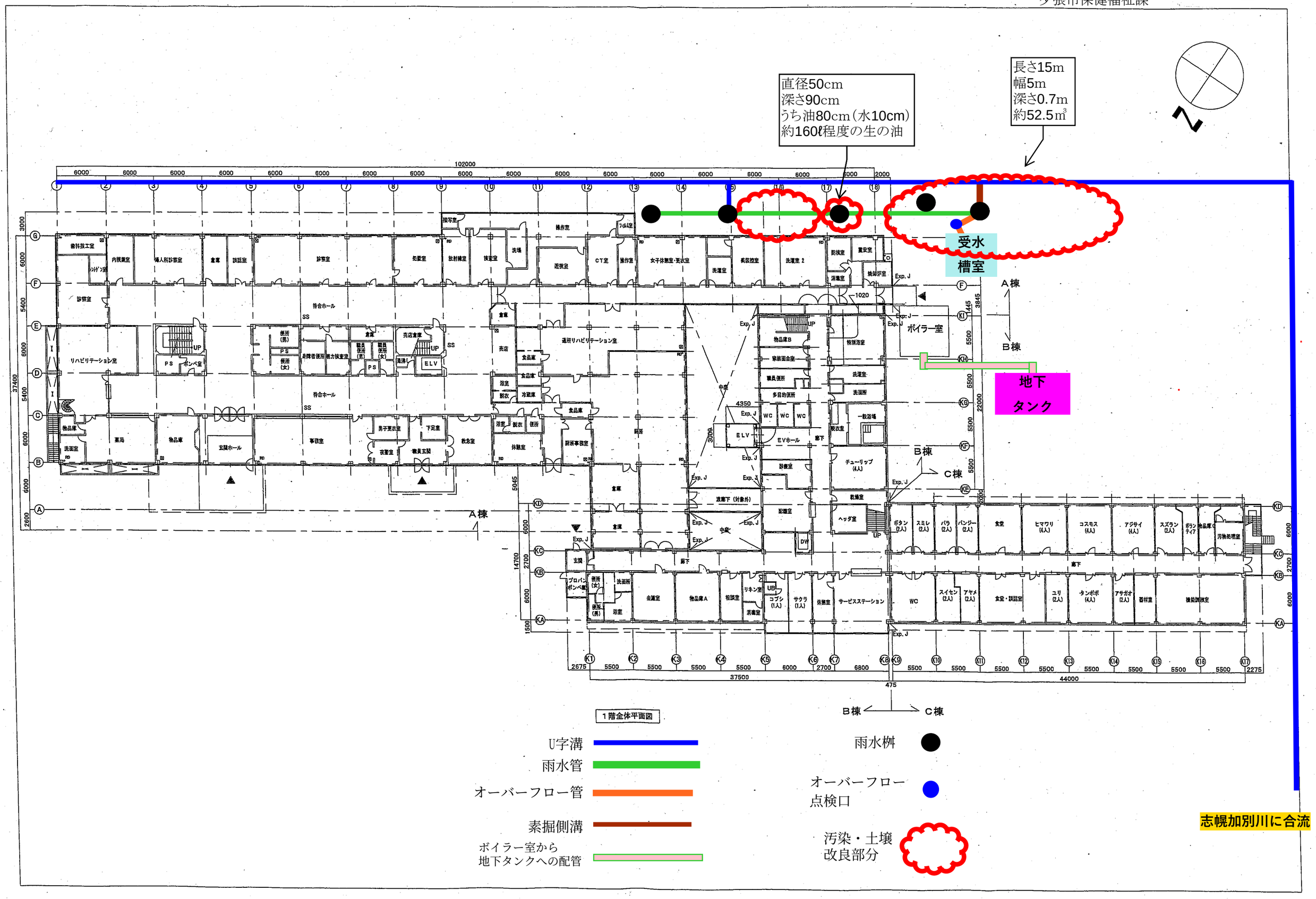

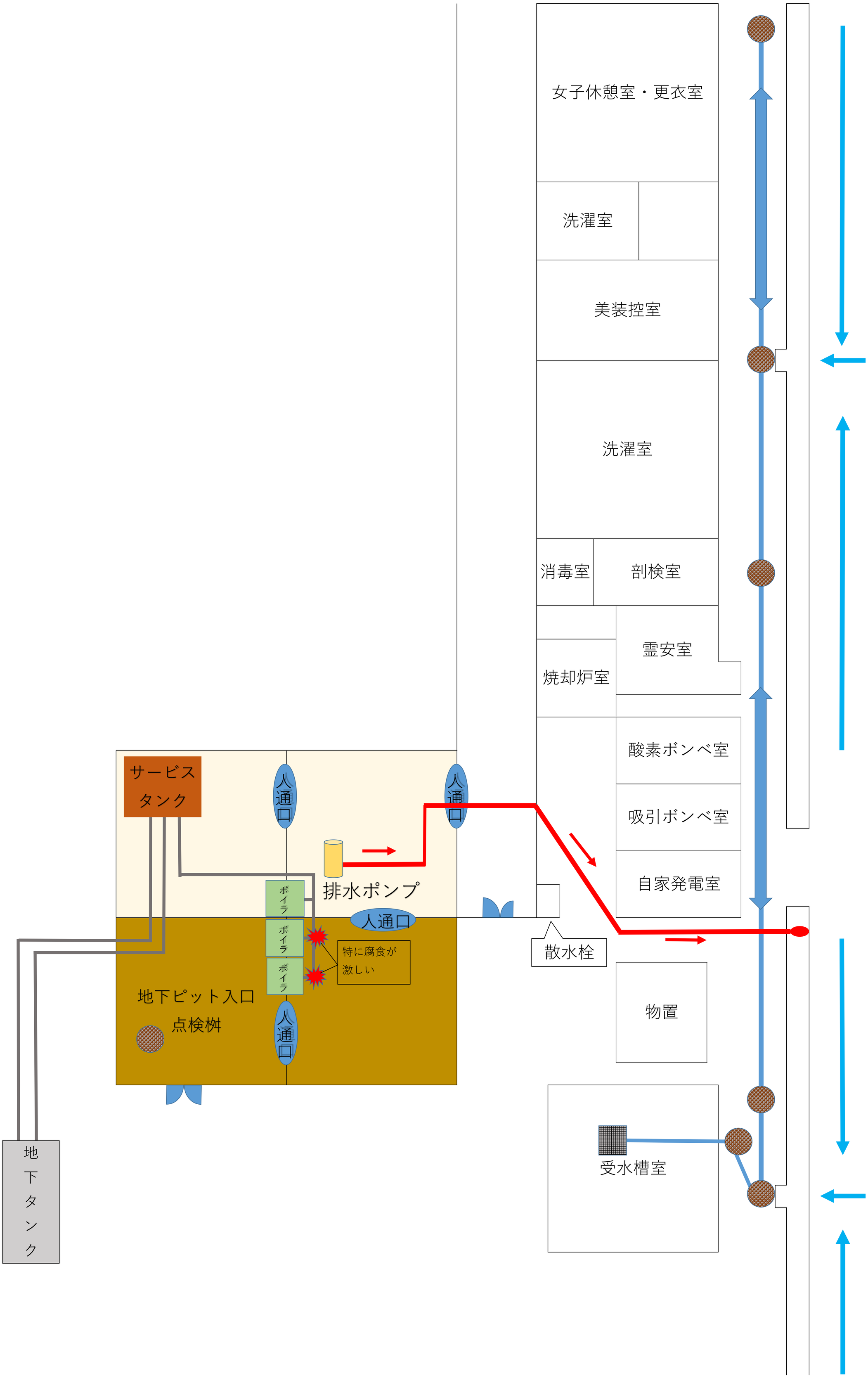
女子休憩室・更衣室
洗濯室
美装控室
洗濯室
消毒室
剖検室
霊安室
焼却炉室
酸素ボンベ室
吸引ボンベ室
自家発電室
サービス
タンク
人通口
人通口
排水ポンプ
ボイラ
ボイラ
ボイラ
人通口
特に腐食が
激しい
地下ピット入口
点検桝
人通口
散水栓
物置
受水槽室
地下タンク

行政常任委員会報告事項

令和 6 年 11 月 27 日
総　務　企　画　課

１．夕張市職員給与条例の一部改正について　【資料１】

２．夕張市特別職給与条例の一部改正について　【資料２】

３．夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
【資料３】

４．第 2 期夕張市地方版総合戦略の期間延長について

・第 2 期夕張市地方版総合戦略の対象期間は令和 2 年度から令和 6 年度。

・第 2 期終了に引き続き第 3 期の総合戦略を策定する予定。

⇒今後策定予定の夕張市総合計画と第 3 期総合戦略双方の開始時期を揃えるため、第 2 期総合戦略の期間を 2 年延長（令和 8 年度まで）とするもの。

資料１

１．夕張市職員給与条例の一部改正について

１）条例改正の趣旨

・令和６年人事院勧告に基づく国家公務員給与法改正に伴い、本市職員給与についても所要の改正を行うもの。

２）令和６年人事院勧告（給与勧告）の主な内容

①月例給

民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させるかたちで俸給表を引上げ改定する。

②期末・勤勉手当

民間の支給状況に見合うよう引上げ。

4.50 カ月分　→　4.60 カ月分（0.10 月分）

※期末手当、勤勉手当をそれぞれ 0.05 か月分引き上げる。

③寒冷地手当

民間の同種手当支給状況を踏まえ月額 11.3%引上げ。

３）条例改正の内容

①月例給

人事院勧告による国家公務員行政職俸給表(一)の改定に基づき、職員給料表の改定を行う。

【適用時期】　令和６年４月１日から。

②期末・勤勉手当

		6 月期		12 月期	
令和 6 年度	期末手当	1.225 月	(支給済み)	1.275 月	(現行 1.225 月)
	勤勉手当	1.025 月	(支給済み)	1.075 月	(現行 1.025 月)
令和 7 年度	期末手当	1.25 月		1.25 月	
	勤勉手当	1.05 月		1.05 月	

【適用時期】

・令和６年度分は令和６年４月１日から、令和７年度分は令和７年４月１日から適用。

③寒冷地手当

区分		現行(月額)	改正(月額)
(1)世帯主である職員			
	扶養親族のある職員	26,380 円	29,400 円
	その他の世帯主である職員	14,580 円	16,200 円
(2)その他の職員		10,340 円	11,500 円

【適用時期】　令和６年 11 月支給分から。

④新旧対照表　　次頁のとおり。

夕張市職員給与条例(昭和31年条例第6号)新旧対照表 第1条関係

現行	改正後（案）
（期末手当） 第25条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。 ４・５　（略） （勤勉手当） 第25条の４　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額）に市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102．５を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額 ３　第25条第５項の規定は、**第２項**の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「第25条の４第１項」と読み替えるものとする。 ４　（略） （寒冷地手当） 第26条　（略） ２　寒冷地手当の月額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。 （１）　世帯主である職員 ア　扶養親族のある職員　**26,380円** イ　その他の世帯主である職員　**14,580円** （２）　その他の職員　**10,340円** ３　（略）	（期末手当） 第25条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に**６月に支給する場合には**100分の122．５**、12月に支給する場合には100分の127.5**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」**、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」**とする。 ４・５　（略） （勤勉手当） 第25条の４　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額）に市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に**６月に支給する場合には**100分の102．５**、12月に支給する場合には100分の107.5**を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に**６月に支給する場合には**100分の48.75**、12月に支給する場合には100分の51.25**を乗じて得た額の総額 ３　第25条第５項の規定は、**前項**の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「第25条の４第１項」と読み替えるものとする。 ４　（略） （寒冷地手当） 第26条　（略） ２　寒冷地手当の月額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。 （１）　世帯主である職員 ア　扶養親族のある職員　**29,400円** イ　その他の世帯主である職員　**16,200円** （２）　その他の職員　**11,500円** ３　（略）

別表第1　　現行

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400

	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
	94		295,900	343,600			
	95		296,200	344,100			
	96		296,600	344,500			

	97		296,800	344,700			
	98		297,100	345,100			
	99		297,500	345,500			
	100		297,900	345,800			
	101		298,100	346,100			
	102		298,400	346,500			
	103		298,800	346,900			
	104		299,100	347,300			
	105		299,300	347,800			
	106		299,600	348,200			
	107		300,000	348,600			
	108		300,300	349,000			
	109		300,500	349,500			
	110		300,900	349,900			
	111		301,300	350,200			
	112		301,600	350,500			
	113		301,800	351,000			
	114		302,000				
	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	256,200			

別表第１　　改正後(案)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400

	47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100
	48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800
	49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400
	50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000
	51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500
	52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900
	53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300
	54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500
	55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800
	56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100
	57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400
	58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700
	59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000
	60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300
	61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500
	62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800
	63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100
	64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400
	65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600
	66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900
	67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
	68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
	69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
	70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000
	71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
	72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
	73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
	74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
	75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
	76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
	77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
	78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
	79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
	80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
	81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
	82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
	83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
	84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
	85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
	86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
	87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
	88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
	89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
	90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
	91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
	92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
	93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
	94		299, 400	347, 400			

	95		299,700	347,800			
	96		300,100	348,200			
	97		300,300	348,400			
	98		300,600	348,800			
	99		301,000	349,200			
	100		301,400	349,500			
	101		301,600	349,800			
	102		301,900	350,200			
	103		302,200	350,600			
	104		302,500	351,000			
	105		302,700	351,500			
	106		303,000	351,900			
	107		303,300	352,300			
	108		303,600	352,700			
	109		303,800	353,200			
	110		304,200	353,600			
	111		304,600	353,900			
	112		304,900	354,200			
	113		305,100	354,700			
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000			

夕張市職員給与条例(昭和31年条例第6号)新旧対照表　第2条関係

現行	改正後（案）
（期末手当） 第25条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に**６月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「**100分の122.5**」とあるのは**「100分の68.75」、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」**とする。 ４・５　（略） （勤勉手当） 第25条の４　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額）に市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に**６月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5**を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に**６月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25**を乗じて得た額の総額	（期末手当） 第25条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に**100分の125**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「**100分の125**」とあるのは「**100分の70**」とする。 ４・５　（略） （勤勉手当） 第25条の４　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額）に市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に**100分の105**を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に**100分の50**を乗じて得た額の総額

資料２

２．夕張市特別職給与条例の一部改正について

１）条例改正の趣旨

・令和６年人事院勧告に基づき改定を行う一般職員に準じ、特別職（市長・副市長）の手当を改定するため必要な改正を行うもの。

※教育長の手当については、夕張市教育長の給与に関する条例第４条により夕張市特別職給与条例の関係規定が準用。

２）条例改正の内容

①期末手当

4.50 カ月分　→　4.60 カ月分（0.10 月分）

		6 月期		12 月期	
令和 6 年度	期末手当	2.25 月	（支給済み）	2.35 月	（現行 2.25 月）
令和 7 年度	期末手当	2.3 月		2.3 月	

【適用時期】

・令和６年度分は令和６年４月１日から、令和７年度分は令和７年４月１日から適用。

②寒冷地手当

夕張市職員給与条例と同様。

③新旧対照表　　次頁のとおり。

夕張市特別職給与条例（昭和31年条例第7号）新旧対照表　第1条関係　※令和6年4月1日遡及適用分

現行	改正後（案）
（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） （寒冷地手当） 第５条　（略） ２　寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。 （１）　世帯主である職員 ア　扶養親族のある職員　**26,380円** イ　その他の世帯主である職員　**14,580円** （２）　その他の職員　**10,340円**	（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に**６月に支給する場合には**100分の225**、12月に支給する場合には100分の235**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） （寒冷地手当） 第５条　（略） ２　寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。 （１）　世帯主である職員 ア　扶養親族のある職員　**29,400円** イ　その他の世帯主である職員　**16,200円** （２）　その他の職員　**11,500円**

夕張市特別職給与条例（昭和31年条例第7号）新旧対照表　第2条関係　※令和7年4月1日適用分

現行	改正後（案）
（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に**６月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）	（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に**100分の230**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）

資料３

３．夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

１）条例改正の趣旨

・令和６年人事院勧告に基づき改定を行う一般職員に準じ、会計年度任用職員の給料を改定するため必要な改正を行うもの。

※期末・勤勉手当については、条例第 13 条及び第 13 条の２により夕張市職員給与条例の関係規定が準用。

２）条例改正の内容

①月例給

職員給料の改定を行う。

②新旧対照表　　以下のとおり。

夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
目次 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　フルタイム会計年度任用職員の給与（第４条―第17条） 第３章　パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条―第26条） 第４章　パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第27条・第28条） 第５章　雑則（第29条―**第31条**） 附則	目次 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　フルタイム会計年度任用職員の給与（第４条―第17条） 第３章　パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条―第26条） 第４章　パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第27条・第28条） 第５章　雑則（第29条―**第32条**） 附則 **（給与改定の実施時期等の取扱い）** **第31条　この条例において準用する給与条例（これに基づく規則を含む。次項及び第３項において同じ。）の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項及び第３項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。** **２　この条例に定める給料表又はこの条例において準用する給与条例の規定について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における次に掲げる会計年度任用職員の当該改正の施行の日の属する月の末日（当該改正の施行の日が月の初日であるときは、その前日）までの間の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。** **（１）　特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が３か月以内の者** **（２）　パートタイム会計年度任用職員であって、１週間の勤務時間が平均15時間30分未満の者** **３　前項に定めるもののほか、この条例に定める給料表又はこの条例において準用する給与条例の規定について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であった者（当該改正の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者に限る。）の在職期間中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。** **４　条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前３項の規定によることができない場合又は前３項の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。**
（委任） **第31条**（略）	（委任） **第32条**（略）

別表　新旧対照表

現行

（単位：円）

職務の級 号俸	1級	2級
1	154,000	197,600
2	155,100	199,300
3	156,200	200,900
4	157,300	202,300
5	158,300	203,700
6	159,400	205,400
7	160,400	207,100
8	161,500	208,700
9	162,400	210,100
10	163,700	211,500
11	165,000	212,900
12	166,200	214,400
13	167,300	215,500
14	168,800	216,800
15	170,200	218,200
16	171,700	219,500
17	172,800	220,800
18	174,100	222,300
19	175,400	223,800
20	176,700	225,100
21	178,000	226,200
22	180,200	227,800
23	182,300	229,200
24	184,300	230,500
25	186,400	231,500
26	188,100	232,900
27	189,500	234,100
28	190,900	235,300
29	192,300	236,300
30	193,700	237,300
31	195,000	238,100
32	196,300	239,000
33	197,600	239,800
34		240,700
35		241,400
36		242,200
37		242,900
38		243,900
39		245,100
40		246,100
41		247,200
42		248,400

改正後（案）

（単位：円）

職務の級 号俸	1級	2級
1	174,400	218,500
2	175,400	220,000
3	176,600	221,400
4	177,600	222,800
5	178,600	224,200
6	180,300	225,700
7	181,800	227,100
8	183,300	228,500
9	184,800	229,900
10	186,400	231,300
11	188,000	232,600
12	189,500	233,900
13	191,000	235,100
14	192,600	236,200
15	194,200	237,400
16	195,800	238,500
17	197,100	239,500
18	198,600	240,600
19	200,100	241,600
20	201,500	242,700
21	203,000	243,600
22	204,500	244,600
23	206,000	245,500
24	207,500	246,500
25	209,000	247,400
26	210,700	248,300
27	211,900	249,100
28	213,100	250,000
29	214,400	250,800
30	215,400	251,500
31	216,500	252,300
32	217,500	253,000
33	218,500	253,700
34		254,500
35		255,200
36		255,900
37		256,500
38		257,300
39		258,100
40		258,700
41		259,400
42		260,200

43		249,400
44		250,500
45		251,500
46		252,600
47		253,600
48		254,600
49		255,500
50		256,500
51		257,400
52		258,300
53		259,100
54		260,000
55		260,800
56		261,700

43		260,900
44		261,600
45		262,200
46		262,900
47		263,600
48		264,200
49		264,900
50		265,600
51		266,200
52		266,900
53		267,500
54		268,100
55		268,700
56		269,400

行政常任委員会報告事項

令和６年 11 月 27 日

財　　政　　課

１　財政再生計画の変更について　【資料１】

２　令和６年度 12 月補正予算について（補正予算調書）　【資料２】

夕張市財政再生計画変更予定事項（令和６年度第５次（１２月）変更）

【基本的な考え方】
■　今回の財政再生計画の変更は、令和６年度第４次（１０月）変更以降に生じた新たな課題に対応するものである。
■　計画変更後の歳入・歳出増減額は、65,113千円となる。
■　変更に伴い必要となる財源については、国道支出金などの特定財源を活用するほか、一般財源は、財政調整基金繰入金及び繰越金で対応するため、再生計画期間の変更はない。

１．歳出関係　　＜歳出総額　65,113千円＞

（単位：千円）

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	令和6年人事院勧告に伴う人件費の増額	人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた、市職員給与条例の改正に伴い給料等人件費を増額するもの。	34,455	**○人件費　34,455千円** 【内訳】 職員人件費 ・給料　16,944千円 ・職員手当　15,228千円 ・共済費　2,283千円	○全額一般財源
2	令和6年人事院勧告に伴う人件費の増額（会計年度任用職員）	人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた、会計年度任用職員給与条例の改正に伴い給料等人件費を増額するもの。	11,592	**○人件費　11,592千円** 【内訳】 会計年度任用職員人件費 ・給料等　7,531千円 ・職員手当　3,557千円 ・共済費　504千円	○国庫支出金329千円 ○道支出金164千円 ○一般財源11,099千円
3	夕張市新庁舎整備に関する技術資料等作成	庁舎建設基本計画の内容に基づき、施設の規模や機能などの整備水準を定め必要な事業費及び事業手法を決定する必要があるため、事業費算定等に関する技術的資料の作成に係る経費を計上するもの。	4,100	**○物件費　4,100千円** 【積算】 庁舎整備技術資料等作成委託料 ・業務費（一式）　9,119千円（R6～R7年度） ・R6年度実施額　4,100千円	○全額一般財源
4	市営住宅管理業務（光熱水費）	市営住宅管理に係る光熱水費について、昨今の電気料金の高騰に伴い不足する見込みであることから、所要額を追加計上するもの。	2,377	**○物件費　2,377千円** 【積算】 市営住宅管理に係る光熱水費 ・予算現額　10,046千円（A） ・実施見込額　12,423千円（B） （B）－（A）＝ 2,377千円	○全額一般財源
5	橋梁塗膜内PCB含有量調査	橋梁塗膜内のPCB含有量調査について、橋梁点検内の業務として国庫補助の対象となる見込みとなったほか、今年度実施することで経費の抑制を図れることから、当該調査実施に係る所要の経費を計上するもの。	3,210	**○物件費　3,210千円** 【積算】 橋梁長寿命化修繕計画点検委託料 ・現契約額　30,635千円 ・追加業務（PCB含有量調査）3,575千円 ・変更後契約額　34,210千円（A） ・予算現額　31,000千円（B） （A）－（B）＝ 3,210千円	○国庫支出金2,066千円 ○一般財源1,144千円

資料1-1

（単位：千円）

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
6	補装具給付費	障がい者の身体機能を補完するために必要な補装具の支給制度において、当初予算の見込みを上回る利用実績があることから、不足分を増額するもの。	3,114	**○扶助費　3,114千円** 【積算】 補装具給付費 ・予算現額　4,733千円（A） ・支出見込額　7,847千円（B） （B）－（A）＝ 3,114千円	○国庫支出金 1,557千円 ○道支出金778千円 ○一般財源779千円
7	模擬坑道火災保険料	現在復旧工事中の模擬坑道について、工事竣工後、万が一に備え施設火災保険に加入する必要があることから、本年度の加入に係る所要経費を計上するもの。	720	**○補助費等　720千円** 【積算】 施設火災保険料 ・359,940円/月 × 2ヶ月 ＝ 719,880円	○全額一般財源
8	財政調整基金積立	令和5年度決算により生じた剰余金の一部について、本市財政調整基金条例に基づき積立てを行うもの。	357	**○積立金　357千円** 【積算】 財政調整基金積立 ・令和5年度繰越金712,133円 上記の1/2を財政調整基金に積立 712,133千円 × 1/2 ＝ 356,066円	○全額一般財源
9	各種基金利子積立金	各種基金について、昨今の利率の引き上げに伴い、当初予算の見込みを上回る利息がついていることから、利子積立金の不足分を増額するもの。	4,160	**○繰出金、積立金　4,160千円** 【積算】 各種基金利子積立金 ・予算現額　257千円（A） ・支出見込額　4,417千円（B） （B）－（A）＝ 4,160千円	○全額特定財源（その他（財産収入）） ○全額一般財源
10	介護保険事業会計繰出	人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた、市職員給与条例等の改正に伴い給料等人件費を増額するため、一般会計からの繰出金を増額するもの。	854	**○繰出金　854千円** 【内訳】 介護保険事業会計繰出金 ・職員人件費増額分　225千円 ・会計年度任用職員人件費増額分　629千円	○全額一般財源
11	後期高齢者医療事業会計繰出	人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた、市職員給与条例の改正に伴い給料等人件費を増額するため、一般会計からの繰出金を増額するもの。	125	**○繰出金　125千円** 【内訳】 後期高齢者医療事業会計繰出金 ・職員人件費増額分　125千円	○全額一般財源
12	国庫支出金過年度還付（未熟児養育医療費等負担金）	未熟児養育医療費等に係る令和5年度国庫負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	49	**○補助費等　49千円** 【積算】 未熟児養育医療費等国庫負担金返還額 ・既受入済額　49,000円（A） ・精算額　0円（B） （A）－（B）＝ 49,000円	○全額一般財源
合　計			65,113		

２．歳入関係　＜歳入総額　65,113円＞

（単位：千円）

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	障害者自立支援給付費等負担金（国庫負担）	障害者総合支援法に基づく補装具給付費に係る国庫負担金の増額（1/2）	1,557	**○障害者自立支援給付費等負担金（国庫負担）　1,557千円** 【積算】 ・国庫補助金見込額　1,557千円 事業費3,114,000円×1/2	○国庫支出金
2	出産・子育て応援交付金（国庫支出金）	伴走型相談支援をはじめとした出産・子育て応援事業の人件費に係る国庫補助金の増額（1/2）	329	**○出産・子育て応援交付金（国庫支出金）　329千円** 【積算】 ・国庫補助金見込額　329千円 事業費658,000円×1/2	○国庫支出金
3	道路メンテナンス補助金	橋梁塗膜内PCB含有量調査に係る国庫補助金の増額。	2,066	**○道路メンテナンス補助金　2,066千円** 【積算】 ・国庫補助金見込額　2,066千円 事業費3,210円×補助率64.35%	○国庫支出金
4	障害者自立支援給付費等負担金（道費負担）	障害者総合支援法に基づく補装具給付費に係る道費負担金の増額（1/4）	778	**○障害者自立支援給付費等負担金（道費負担）　778千円** 【積算】 ・道費補助金見込額　778千円 事業費3,114,000円×1/4	○道支出金
5	出産・子育て支援交付金（道支出金）	伴走型相談支援をはじめとした出産・子育て応援事業の人件費に係る道費補助金の増額（1/4）	164	**○出産・子育て支援交付金（道支出金）　164千円** 【積算】 ・道費補助金見込額　164千円 事業費658,000円×1/4	○道支出金
6	各種基金積立金利子	利率の引き上げに伴う各種基金積立金に係る利子収入の増額。	4,160	**○各種基金積立金利子　4,160千円** 【積算】 各種基金積立金に係る利子収入 ・予算現額　257千円（A） ・収入見込額　4,417千円（B） （B）－（A）＝ 4,160千円	○その他（財産収入）
7	財政調整基金繰入金	本計画変更に係る必要な事業を実施するため、一般財源を措置しなければならない事業費が増額となったため、財源となる本繰入金についても増額するもの。	55,348	**○財政調整基金繰入金　55,348千円**	○繰入金

（単位：千円）

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
8	繰越金	令和5年度決算において余剰金が生じたことから計上するもの。	711	**〇繰越金　711千円** 【積算】 ・令和５年度決算剰余金　712千円 － 1千円※ ※当初予算計上分であるため差し引く	〇繰越金
合計			65,113		

財政再生計画変更の概要（令和6年12月）

第1　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析　：　変更前に同じ

第2　計画期間　：　変更前に同じ

第3　財政再生の基本方針　：　変更前に同じ

第4　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額　：　変更前に同じ

第5　歳入歳出年次総合計画

1　一般会計等の実質収支

（1）一般会計　：　令和5年度～令和6年度を次のとおり変更

区分＼年度	令和5年度（第15年度）									計画増減内訳
	現在計画（A）			変更後計画（B）			計画増減（B）－（A）			
歳入	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入　（ ）内は一般財源
1 地方税	912,631	912,631	41,776	896,373	896,373	25,518	△ 16,258	△ 16,258	△ 16,258	令和5年度実施状況のとおり
2 地方譲与税	42,678	42,678	△ 20,526	59,055	59,055	△ 4,149	16,377	16,377	16,377	
3 地方交付税	5,014,890	5,014,890	△ 261,963	5,286,366	5,286,366	9,513	271,476	271,476	271,476	
4 国都道府県支出金	2,313,678	304,689	△ 5,142	1,918,968	292,598	△ 17,233	△ 394,710	△ 12,091	△ 12,091	
5 繰入金	1,508,352	875,126	831,349	673,611	178,298	134,521	△ 834,741	△ 696,828	△ 696,828	
6 地方債	1,201,900	26,000	△ 16,609	847,230	18,930	△ 23,679	△ 354,670	△ 7,070	△ 7,070	
うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 その他	1,437,436	707,061	△ 322,327	1,405,810	623,669	△ 405,719	△ 31,626	△ 83,392	△ 83,392	
歳入計	12,431,565	7,883,075	246,558	11,087,413	7,355,289	△ 281,228	△ 1,344,152	△ 527,786	△ 527,786	
歳出	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出　（ ）内は一般財源
1 人件費	1,357,851	1,197,741	191,806	1,232,291	1,091,397	85,462	△ 125,560	△ 106,344	△ 106,344	令和5年度実施状況のとおり
2 物件費	1,713,761	998,431	354,610	1,505,263	835,119	191,298	△ 208,498	△ 163,312	△ 163,312	
3 維持補修費	346,795	258,047	23,917	280,376	179,825	△ 54,305	△ 66,419	△ 78,222	△ 78,222	
4 扶助費	1,701,156	653,353	282,922	1,559,597	585,473	215,042	△ 141,559	△ 67,880	△ 67,880	
5 建設事業費	1,672,853	49,124	△ 75,787	1,077,333	84,204	△ 40,707	△ 595,520	35,080	35,080	
(1) 普通建設事業費	1,672,853	49,124	△ 72,635	1,077,333	84,204	△ 37,555	△ 595,520	35,080	35,080	
(2) 災害復旧事業費	0	0	△ 3,152	0	0	△ 3,152	0	0	0	
6 公債費	3,470,369	3,224,209	△ 11,965	3,466,124	3,220,038	△ 16,136	△ 4,245	△ 4,171	△ 4,171	
うち再生振替特例債	2,558,450	2,535,215	5,981	2,558,450	2,535,215	5,981	0	0	0	
7 繰出金	824,285	718,342	65,738	750,043	642,200	△ 10,404	△ 74,242	△ 76,142	△ 76,142	
8 その他	1,344,495	783,828	△ 253,802	1,181,204	681,851	△ 355,779	△ 163,291	△ 101,977	△ 101,977	
歳出計	12,431,565	7,883,075	577,439	11,052,231	7,320,107	14,471	△ 1,379,334	△ 562,968	△ 562,968	
歳入歳出差引額　（A）	0	0	△ 330,881	35,182	35,182	△ 295,699	35,182	35,182	35,182	
翌年度へ繰り越すべき財源（B）	0			34,470			34,470			
実質収支額（A）－（B）　（C）	0			712			712			
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0			0			0			

資料1-2

区分 ＼ 年度	令和6年度（第16年度）									計画増減内訳
	現在計画 （A）			変更後計画 （B）			計画増減 （B）－（A）			
歳入	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入 （ ）内は一般財源
1 地方税	825,563	825,563	△ 87,068	825,563	825,563	△ 70,810	0	0	16,258	
2 地方譲与税	38,369	38,369	△ 4,309	38,369	38,369	△ 20,686	0	0	△ 16,377	
3 地方交付税	5,148,231	5,148,231	133,341	5,148,231	5,148,231	△ 138,135	0	0	△ 271,476	
4 国都道府県支出金	1,657,177	96,511	△ 208,178	1,662,071	96,511	△ 196,087	4,894	0	12,091	障害者自立支援給付費等負担金（国庫負担）【国】 1,557（0） 出産・子育て応援交付金（国庫支出金）【国】 329（0） 道路メンテナンス補助金【国】 2,066（0） 障害者自立支援給付費等負担金（道費負担）【道】 778（0） 出産・子育て応援交付金（道支出金）【道】 164（0）
5 繰入金	1,653,513	1,005,396	130,270	1,708,861	1,060,744	882,446	55,348	55,348	752,176	財政調整基金繰入金 55,348（55,348）
6 地方債	220,500	9,000	△ 17,000	220,500	9,000	△ 9,930	0	0	7,070	
うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 その他	929,617	315,482	△ 391,579	934,488	316,193	△ 307,476	4,871	711	84,103	各種基金積立金利子 4,160（0） 繰越金 711（711）
歳入計	10,472,970	7,438,552	△ 444,523	10,538,083	7,494,611	139,322	65,113	56,059	583,845	
歳出	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出 （ ）内は一般財源
1 人件費	1,320,478	1,147,600	△ 50,141	1,366,525	1,193,154	101,757	46,047	45,554	151,898	令和6年人事院勧告に伴う人件費の増額 34,455（34,455） 令和6年人事院勧告に伴う人件費の増額（会計年度任用職員） 11,592（11,099）
2 物件費	1,708,930	927,234	△ 71,197	1,718,617	934,855	99,736	9,687	7,621	170,933	夕張市新庁舎整備に関する技術資料等作成 4,100（4,100） 橋梁塗膜内PCB含有量調査 3,210（1,144） 市営住宅管理業務（光熱水費） 2,377（2,377）
3 維持補修費	347,635	279,763	21,716	347,635	279,763	99,938	0	0	78,222	
4 扶助費	1,582,284	522,804	△ 130,549	1,585,398	523,583	△ 61,890	3,114	779	68,659	補装具給付費 3,114（779）
5 建設事業費	350,275	24,561	△ 24,563	350,275	24,561	△ 59,643	0	0	△ 35,080	
(1) 普通建設事業費	350,275	24,561	△ 24,563	350,275	24,561	△ 59,643	0	0	△ 35,080	
(2) 災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 公債費	3,627,394	3,409,700	185,491	3,627,394	3,409,700	189,662	0	0	4,171	
うち再生振替特例債	2,558,450	2,541,285	6,070	2,558,450	2,541,285	6,070	0	0	0	
7 繰出金	712,740	604,278	△ 114,064	713,733	605,257	△ 36,943	993	979	77,121	各種基金利子積立金 14（0） 介護保険事業会計繰出 854（854） 後期高齢者医療事業会計繰出 125（125）
8 その他	823,234	522,612	△ 261,216	828,506	523,738	△ 158,113	5,272	1,126	103,103	【補助費等】 模擬坑道火災保険料 720（720） 国庫支出金過年度還付（未熟児養育医療費等負担金） 49（49） 【積立金】 財政調整基金積立 357（357） 各種基金利子積立金 4,146（0）
歳出計	10,472,970	7,438,552	△ 444,523	10,538,083	7,494,611	174,504	65,113	56,059	619,027	
歳入歳出差引額 （A）	0	0	0	0	0	△ 35,182	0	0	△ 35,182	
翌年度へ繰り越すべき財源（B）	0			0			0			
実質収支額 （A）－（B） （C）	0			0			0			
（C）のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0			0			0			

（2）特別会計（特別会計のうち法2条第1号イロハに掲げる以外のもの） ： 変更前に同じ

(3)一般会計等の実質収支 ： 令和5年度のみ変更

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	令和5年度 （第15年度）		
	現在計画 （A）	変更後計画 （B）	計画増減 （B）－（A）
歳入歳出差引額 （A）	0	35,182	35,182
翌年度へ繰越すべき財源（B）	0	34,470	34,470
実質収支額 （A）－（B） （C）	0	712	712
（C）のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	0	0
実質赤字比率（%）	0.00	0.00	0.00
参考 再生振替特例債を発行しなかった場合の実質赤字比率	151.51	138.89	△ 12.62

【参考】参考欄算出内訳

再生振替特例債の年度末残高	7,477,834	7,477,834	0
再生振替特例債償還に係る減債基金積立金残高	372,340	806,270	433,930
標準財政規模	4,689,752	4,803,561	113,809

2 連結実質収支 ： 令和5年度のみ変更

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	令和5年度 （第15年度）		
	現在計画 （A）	変更後計画 （B）	計画増減 （B）－（A）
（1） 一般会計等の実質収支（A）	0	△ 712	△ 712
（2） （1）及び（3）以外の特別会計の実質赤字額 （B）	0	0	0
国民健康保険事業会計		0	
実質赤字額	0	0	0
（3） 公営企業会計の資金不足額（C）	0	△ 376,726	△ 376,726
水道事業会計（法適用企業）		0	
資金不足額	0	△ 376,726	△ 376,726
下水道事業会計（法非適用企業）		0	
資金不足額	0	0	0
（4） （1）及び（3）以外の特別会計の実質黒字額 （D）	0	78,203	78,203
老人保健医療事業会計	0	0	0
介護保険事業会計	0	75,970	75,970
後期高齢者医療事業会計	0	2,233	2,233
（5） 公営企業会計の資金剰余額 （E）	0	0	0
市場事業会計	0	0	0
連結実質赤字額 （A＋B＋C）－（D＋E） （F）	0	△ 455,641	△ 455,641
標準財政規模 （G）	4,689,752	4,803,561	113,809
連結実質赤字比率 F／G （%）	0.00	0.00	0.00

3 実質公債費比率 ：令和5年度のみ変更

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	令和5年度 （第15年度）		
	現在計画 （A）	変更後計画 （B）	計画増減 （B）－（A）
（1） 地方債の元利償還金	3,470,368	3,466,119	△ 4,249
（2） 準元利償還金	250,438	275,355	24,917
（3） 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	311,743	258,236	△ 53,507
（4） 算入公債費及び算入準公債費の額	717,353	661,874	△ 55,479
（5） 標準財政規模	4,689,752	4,803,561	113,809

（単位：%）

（6） 実質公債費比率（単年度）	67.8	68.1	0.3
（7） 実質公債費比率（3か年の平均）	68.0	67.2	△ 0.8

4 将来負担比率 ： 令和5年度のみ変更

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	令和5年度 （第15年度）		
	現在計画 （A）	変更後計画 （B）	計画増減 （B）－（A）
（1） 一般会計等に係る地方債の現在高	20,739,395	20,475,696	△ 263,699
（2） 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
（3） 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	837,957	1,582,608	744,651
（4） 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	0	0	0
（5） 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	1,146,755	1,000,435	△ 146,320
（6） 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0	0	0
（7） 連結実質赤字額	0	0	0
（8） 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0	0
（9） 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	6,228,506	7,833,639	1,605,133
（10） 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	2,485,971	1,743,242	△ 742,729
（11） 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	4,106,464	6,366,872	2,260,408
（12） 標準財政規模	4,749,200	4,803,561	54,361
（13） 算入公債費及び算入準公債費の額	717,353	661,874	△ 55,479

（単位：%）

（14） 将来負担比率	249.2	171.7	△ 77.5

第6　再生振替特例債の各年度ごとの償還額　：　変更前に同じ

第7　各年度ごとの健全化判断比率の見通し　：　令和5年度のみ変更

（単位：%）

年　度 健全化判断比率	令和5年度　（第15年度）		
	現在計画　（A）	変更後計画　（B）	計画増減　（B）－（A）
実質赤字比率	0.00 （15.00）	0.00 （15.00）	0.00
連結実質赤字比率	0.00 （20.00）	0.00 （20.00）	0.00
実質公債費比率	68.0 （25.0）	67.2 （25.0）	△ 0.8
将来負担比率	249.2 （350.0）	171.7 （350.0）	△ 77.5

第8　その他財政の再生に必要な事項　：　変更前に同じ

令和6年度　　各 会 計

補　正　予　算　調　書

（公営企業会計を除く）

※ 現時点において、財政再生計画変更に向けて、国及び道と調整を図っているもの。
調整未了につき、今後、内容に変更を生じる場合があることに留意願います。

資料2

《 一 般 会 計 》

債 務 負 担 行 為 補 正

事　　項	期　　間	限 度 額
○　市庁舎整備事業	令和7年度	5,019 千円

《 一 般 会 計 》

〈 款 別 総 括 〉 (単位:千円)

番号	款名	金額	財源内訳				摘要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
1	議会費	633	0	0	0	633	
2	総務費	20,328	0	0	4,160	16,168	
3	民生費	10,896	2,335	0	0	8,561	
4	衛生費	2,638	493	0	0	2,145	
5	農林業費	1,932	0	0	0	1,932	
6	商工費	791	0	0	0	791	
7	土木費	11,293	2,066	0	0	9,227	
8	消防費	8,123	0	0	0	8,123	
9	教育費	8,430	0	0	0	8,430	
10	諸支出金	49	0	0	0	49	
合計		65,113	4,894	0	4,160	56,059	一般財源：財政調整基金繰入金、繰越金

	〈補正前〉	〈補正額〉	〈補正後〉
■ 予算総額	10,472,970	65,113	10,538,083

《 一 般 会 計 》

〈事項別明細の補正〉

（単位：千円）

番号	【 款 】 ○ 事 業 名	金 額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
	【 議 会 費 】	633	0	0	0	633	
1	○ 人件費(議会費)	633				633	給料297、職員手当等285、共済費51
	【 総 務 費 】	20,328	0	0	4,160	16,168	
2	○ 人件費(一般管理費)	6,504				6,504	報酬405、給料2,802、職員手当等2,912、共済費385
3	○ 市庁舎整備事業	4,100				4,100	委託料4,100
4	○ 財政調整基金積立	357				357	積立金357
5	○ 各種基金積立	4,160			4,160	0	積立金4,160 【財源】各種積立金利子4,160
6	○ 人件費(企画費)	345				345	報酬222、職員手当等112、共済費11
7	○ 人件費(情報化促進費)	624				624	給料308、職員手当等270、共済費46
8	○ 人件費(税務総務費)	2,825				2,825	給料1,580、職員手当等1,068、共済費177
9	○ 人件費(賦課徴収費)	394				394	給料245、職員手当等127、共済費22
10	○ 人件費(戸籍住民基本台帳費)	425				425	給料213、職員手当等181、共済費31
11	○ 人件費(選挙管理委員会費)	154				154	給料60、職員手当等81、共済費13
12	○ 人件費(統計調査総務費)	440				440	給料244、職員手当等172、共済費24
	【 民 生 費 】	10,896	2,335	0	0	8,561	
13	○ 介護保険事業会計繰出	854				854	繰出金854

〈事項別明細の補正〉

（単位：千円）

番号	【　款　】 ○　事　業　名	金　額	財　源　内　訳				摘　要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
14	○ 後期高齢者医療事業会計繰出	125				125	繰出金125
15	○ 人件費(社会福祉総務費)	1,903				1,903	給料1,075、職員手当等708、共済費120
16	○ 障害者自立支援事業	3,114	2,335			779	扶助費3,114 【財源】障害者自立支援給付費等負担金（障害福祉サービス費等）（国）1,557、障害者自立支援給付費等負担金（障害福祉サービス費等）（道）778
17	○ 人件費(市民活動費)	419				419	給料210、職員手当等187、共済費22
18	○ 人件費(国民年金費)	443				443	給料267、職員手当等151、共済費25
19	○ 人件費(拠点複合施設費)	410				410	給料251、職員手当等135、共済費24
20	○ 人件費(児童福祉総務費)	1,818				1,818	報酬921、給料213、職員手当等587、共済費97
21	○ 人件費(母子福祉費)	415				415	給料251、職員手当等140、共済費24
22	○ 人件費(生活保護総務費)	1,395				1,395	給料717、職員手当等603、共済費75
	【　衛　生　費　】	2,638	493	0	0	2,145	
23	○ 人件費(保健衛生総務費)	1,210				1,210	給料551、職員手当等564、共済費95
24	○ 人件費(予防費)	221				221	報酬137、職員手当等71、共済費13
25	○ 出産･子育て応援事業	658	493			165	給料412、職員手当等216、共済費30 【財源】出産・子育て応援交付金（国）329、出産・子育て応援交付金（道）164
26	○ 人件費(清掃総務費)	549				549	報酬136、給料141、職員手当等240、共済費32
	【　農　林　業　費　】	1,932	0	0	0	1,932	
27	○ 人件費(農業総務費)	1,360				1,360	報酬201、給料614、職員手当等471、共済費74

〈事項別明細の補正〉

（単位：千円）

番号	【款】 ○ 事業名	金額	財源内訳				摘要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
28	○ 人件費（農業振興費）	266				266	報酬178、職員手当等83、共済費5
29	○ 人件費（林業総務費）	306				306	給料127、職員手当等162、共済費17
	【商工費】	791	0	0	0	791	
30	○ 人件費（商工総務費）	791				791	給料367、職員手当等366、共済費58
	【土木費】	11,293	2,066	0	0	9,227	
31	○ 人件費（土木総務費）	1,172				1,172	給料661、職員手当等434、共済費77
32	○ 人件費（道路橋りょう総務費）	283				283	給料99、職員手当等159、共済費25
33	○ 人件費（道路橋りょう維持費）	701				701	給料370、職員手当等279、共済費52
34	○ 人件費（除雪費）	611				611	給料611
35	○ 人件費（都市計画総務費）	253				253	給料146、職員手当等92、共済費15
36	○ 橋梁長寿命化計画事業（橋梁点検・補修）	3,210	2,066			1,144	委託料3,210 【財源】道路メンテナンス補助金2,066
37	○ 市営住宅管理業務	2,377				2,377	需用費2,377
38	○ 人件費（公営住宅）	2,686				2,686	給料1,273、職員手当等1,269、共済費144
	【消防費】	8,123	0	0	0	8,123	
39	○ 人件費（消防署費）	8,123				8,123	給料3,615、職員手当等3,890、共済費618
	【教育費】	8,430	0	0	0	8,430	
40	○ 人件費（事務局費）	1,955				1,955	給料981、職員手当等849、共済費125

〈事項別明細の補正〉

（単位：千円）

番号	【　款　】 ○　事　業　名	金　額	財　源　内　訳				摘　要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
41	○ 人件費(指導研究費)	1,647				1,647	報酬612、給料418、職員手当等538、共済費79
42	○ 人件費(小学校・学校管理費)	783				783	給料502、職員手当等267、共済費14
43	○ 人件費(中学校・学校管理費)	812				812	給料502、職員手当等267、共済費43
44	○ 人件費(中学校・学校給食費)	184				184	報酬127、職員手当等57
45	○ 人件費(社会教育総務費)	1,959				1,959	報酬481、給料720、職員手当等656、共済費102
46	○ 人件費(保健体育総務費)	370				370	給料212、職員手当等136、共済費22
47	○ 石炭博物館管理	720				720	役務費720
	【　諸　支　出　金　】	49	0	0	0	49	
48	○ 国庫支出金過年度還付（養育医療費国庫負担金）	49				49	償還金利子及び割引料49
合　計		65,113	4,894	0	4,160	56,059	一般財源:財政調整基金繰入金、繰越金

《 国民健康保険事業会計 》

〈事項別明細の補正〉

番号	【 款 】 ○ 経 費 名	金 額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
	【 保 健 事 業 費 】	290	290	0	0	0	
1	○ 特定健康診査受診率向上対策事業 （人件費）	290	290			0	給料167、職員手当等105、共済費18 【財源】保険給付費等交付金
	【 諸 支 出 金 】	1,039	0	0	0	1,039	
2	○ 過年度過誤納還付	1,039				1,039	償還金利子及び割引料1,039
合 計		1,329	290	0	0	1,039	一般財源：国民健康保険準備基金繰入金

	〈補正前〉	〈補正額〉	〈補正後〉
■ 予 算 総 額	1,150,586	1,329	1,151,915

《 介護保険事業会計 》

〈事項別明細の補正〉

番号	【 款 】 ○ 経 費 名	金 額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
	【 総 務 費 】	629	0	0	0	629	
1	○ 人件費（一般管理費）	629				629	給料409、職員手当等188、共済費32
	【 地 域 支 援 事 業 費 】	532	307	0	0	225	
2	○ 人件費（総合相談事業）	532	307			225	給料249、職員手当等241、共済費42 【財源】地域支援介護予防事業交付金（その他事業）（国）205、地域支援介護予防事業交付金（その他事業）（道）102
合 計		1,161	307	0	0	854	一般財源：一般会計繰入金

	〈補正前〉	〈補正額〉	〈補正後〉
■ 予 算 総 額	1,888,442	1,161	1,889,603

《 後期高齢者医療事業会計 》

〈事項別明細の補正〉

番号	【 款 】 ○ 経 費 名	金 額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
	【 総 務 費 】	125	0	0	0	125	
1	○ 人件費	125				125	給料42、職員手当等72、共済費11
合計		125	0	0	0	125	一般財源：一般会計繰入金

	〈補正前〉	〈補正額〉	〈補正後〉
■ 予 算 総 額	239,565	125	239,690

令和6年度　水道事業会計

補　正　予　算　調　書

(単位:千円)

項目	金額	備考
○ 収益的支出		
1 水道事業費	5,201	
1 営業費用	5,201	
1 原水及び浄水費	456	給料 263 手当 167 法定福利費 26
2 配水及び給水費	4,000	修繕費 4,000
3 総係費	745	給料 252 手当 248 報酬 203 法定福利費 42
○ 収益的収入及び支出 補正後の収支差引		収入 支出 0 － 5,201 ＝ △5,201

（単位:千円）

項　　目	金　額	備　　考
○ 資本的収入及び支出		
1 資本的支出	△ 4,100	
1 建設改良費	△ 4,100	
2 メーター更新事業費	△ 4,100	量水器購入費　△ 4,100
○ 資本的収入及び支出補正後の収支差引		収入　支出 0 － △4,100 ＝ 4,100

行政常任委員会報告事項

令和 6 年 11 月 27 日
選挙管理員会事務局

1. 第 50 回衆議院議員総選挙の投票結果について（令和 6 年 10 月 27 日投開票）

1）当日有権者数

男性(人)	女性(人)	計(人)	前回比
2,732	3,075	5,807	△852

2）投票率

	投票率(%)	前回比
夕張市	64.25	△3.69
北海道	56.15	△2.64
全国	53.85	△2.08

3）投票結果（夕張市）

①小選挙区

届出番号	氏名	得票数		党派
		夕張市	総数	
1	神谷ひろし	1,637	78,362	立憲民主党
2	いなつ久	1,964	75,990	公明党
	計	3,601	154,352	

②比例代表

届出番号	名簿届出政党等の名称	得票数				当選者数
		夕張市		総数		
			構成比（%）		構成比（%）	
1	日本維新の会	91	2.57	96,954	4.05	
2	自由民主党	831	23.49	641,127	26.78	
3	れいわ新選組	193	5.46	177,620	7.42	
4	参政党	41	1.16	57,002	2.38	
5	安楽死制度を考える会	16	0.45	18,455	0.77	
6	社会民主党	66	1.87	31,134	1.30	
7	公明党	761	21.51	253,344	10.58	
8	日本保守党	61	1.72	61,903	2.59	
9	日本共産党	244	6.90	169,799	7.09	
10	国民民主党	153.450	4.34	192,303	8.03	
11	立憲民主党	1,080.549	30.54	694,578	29.01	
計		3,537.999	100.00	2,394,219	100.00	